



島根労働局の取組

－令和8年度行政運営方針－



厚生労働省島根労働局

労働基準監督署・公共職業安定所

- 目次 -

I 総合労働行政機関としての施策の推進	・・・ P 2
II 島根労働局の組織と業務内容	・・・ P 2
III 労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄	・・・ P 3
IV 令和8年度の重点施策	

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援 ・・・ P 4

- 1 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- 2 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知等）
- 3 同一労働同一賃金の遵守の徹底
- 4 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

第2 リ・スキリングによる能力向上支援 ・・・ P 5

- 1 地域の人材ニーズ情報の把握
- 2 職業訓練制度の周知・広報とキャリア形成支援
- 3 人材開発支援助成金による人材育成の推進

第3 人手不足対策 ・・・ P 6

- 1 ハローワークにおけるマッチング機能の強化
- 2 人手不足分野への支援の強化
- 3 労働局と地方公共団体による「雇用対策協定」の締結

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組 ・・・ P 7

- 1 女性活躍推進に向けた取組促進等
 - (1) 女性活躍推進に向けた取組及び女性の健康上の特性に係る取組の推進等
- 2 総合的なハラスメントの防止対策の推進
 - (1) 職場におけるハラスメント防止対策の履行確保と周知啓発の実施
 - (2) カスタマーハラスメント及び求職者等に対するハラスメント防止対策の推進
- 3 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
 - (1) 仕事と育児・介護の両立支援
 - (2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- 4 フリーランス等の就業環境の整備
 - (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等
 - (2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大
- 5 安全で健康に働くことができる職場づくり
 - (1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導、中小企業・小規模事業者等に対する支援、時間外労働の上限規制適用開始事業・業種への労働時間短縮に向けた支援
 - (2) 労働条件の確保・改善対策
 - (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 - (4) 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 6 多様な人材の活躍促進
 - (1) 高年齢者の活躍促進
 - (2) 障害者の就労支援
 - (3) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助の実施

第5 労働保険制度の適正な運営 ・・・ P 16

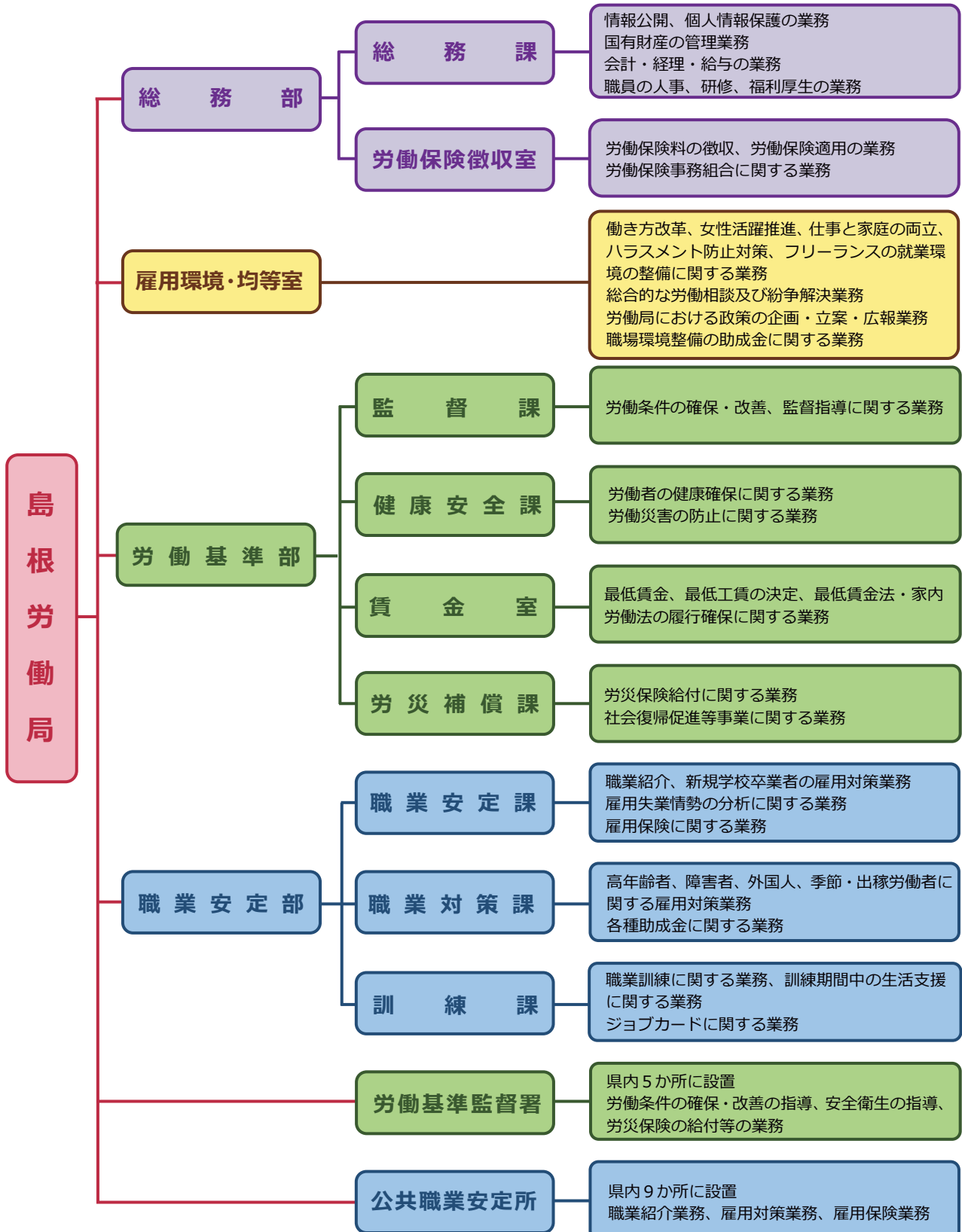
- 1 未手続事業一掃対策の推進
- 2 収納未済歳入額の縮減
- 3 電子申請の利用促進

V 令和8年度年間計画	・・・ P 17
-------------	----------

I 総合労働行政機関としての施策の推進

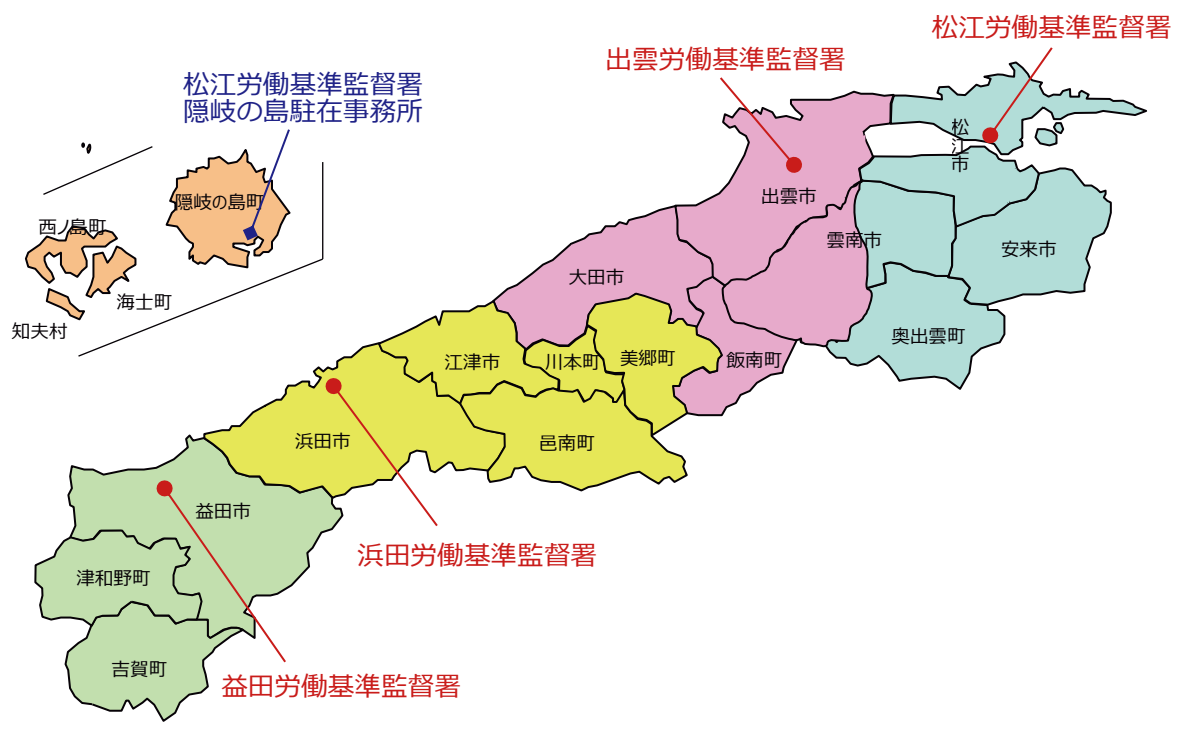
島根労働局は、地域社会経済の維持・発展のため、島根県をはじめ関係機関と密接に連携し、労働基準監督署及びハローワークと一体となり、島根県における総合労働行政機関として地域に密着したきめ細かな雇用・労働対策に取り組みます。

II 島根労働局の組織と業務内容



Ⅲ 労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄

労働基準監督署管内概況図 ●労働基準監督署 4 ◆駐在事務所 1



公共職業安定所管内概況図 ●公共職業安定所 6 ◆出張所 3



IV 令和8年度の重点施策

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

最低賃金については、昨年、閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）において、『適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。』とされていることから、各種支援施策の周知に一層の重点を置き、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げを行えるよう、その環境の整備に努めます。

周知に当たっては、昨年度に引き続き、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの周知を大々的に取り組み、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することが出来るように丁寧な情報提供を行います。

また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する個別相談やセミナー等と連携するほか、金融機関や日本政策金融公庫に対しての積極的な周知依頼を行います。

あわせて、監督署において、企業が賃上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

さらに、地方版政労使会議を適宜開催し、県内企業の賃上げの機運醸成に努めます。

賃金引き上げ特設ページ



2 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知等）

経済動向や地域の実情などを踏まえつつ、本省労働基準局賃金課と連携を図りながら、充実した審議が尽くせるよう、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

また、改正決定された「島根県最低賃金」及び「特定最低賃金」については、県内の使用者団体、労働者団体、地方公共団体及び報道機関等の協力を得ながら、広く周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導を行い、遵守の徹底を図ります。

特定最低賃金 (産業別)件名	最低賃金額 時間額	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,163円	R7.12.13
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134円	R7.12.19
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,058円	R7.12.14
自動車・同附属品製造業	1,094円	R7.12.28
百貨店、総合スーパー		次期の改定が行われるまで、令和7年11月17日から島根県最低賃金1,033円が適用されます。
自動車(新車)小売業	1,069円	R7.11.26

お問い合わせ 島根労働局労働基準部室 TEL 0852-31-1158
松江労働基準監督署 TEL 0852-31-1165 出雲労働基準監督署 TEL 0852-21-1240 浜田労働基準監督署 TEL 0852-22-1840 益田労働基準監督署 TEL 0856-22-2351

3 同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による同一労働同一賃金に関する確認を通じ、企業から短時間労働者・有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について情報提供を受けることにより、関係部署による是正指導の実効性を高めます。また、基本給・賞与の正社員との待遇差の解消に向けた取組の要請を実施するとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

年収の壁対策 労働者1人につき最大75万円助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、労働者にとっては、「年収の壁」を突破でき、生活が安定し、就業意欲も高まります。企業側にとっては、優秀な人材の確保につながります。

【短時間労働者労働時間延長支援コース】を創設しました！

4 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む。）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」及び、いわゆる「年収130万円の壁」への対応として令和7年7月に新設した「短時間労働者労働時間延長支援コース」などの各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

また、「働き方改革推進支援センター」における非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援に連携して取り組みます。

キャリアアップ助成金 検索



第2 リ・スキリングによる能力向上支援

「三位一体の労働市場改革」の一環として、リ・スキリングによる能力向上支援に取り組んでいくこととされております。生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中、賃上げと人手不足の緩和の好循環に向けて、一人ひとりの生産性向上や付加価値を向上させるため、グローバル化の進展、DX・生成系AIの普及など企業経営も複雑化していることを踏まえ、リ・スキリングを含め、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を広めていくことが重要となります。企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用を図るほか、関係者と連携しつつ、労使のニーズに応じた取組を進めていきます。

1 地域の人材ニーズ情報の把握

島根県との共催による地域職業能力開発促進協議会において、労使団体、教育訓練実施機関、民間職業紹介事業者、学識経験者等から地域の人材ニーズ情報を把握し、ニーズを踏まえたより精度の高い職業訓練コースの設定等を促進します。

また、協議会の下に設置しているワーキンググループにおいて、訓練効果の検証及び調査、訓練カリキュラム改善策の検討など、地域の課題に沿った議論、調査、検証等を行い、効果的な人材育成を進めていきます。

2 職業訓練制度の周知・広報とキャリア形成支援

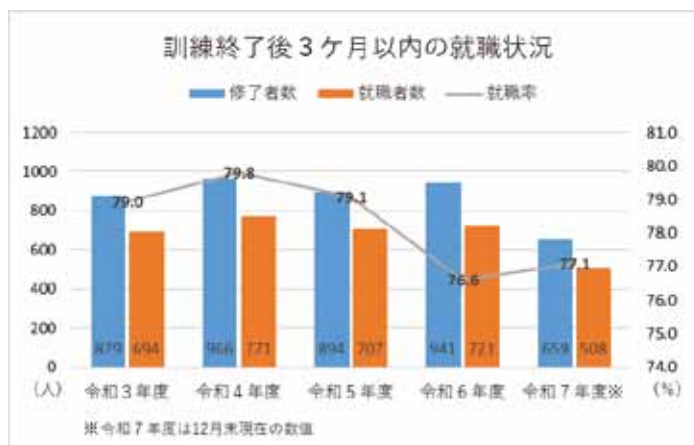
非正規雇用労働者等の安定した職業への再就職や、福祉分野をはじめとする人手不足分野やデジタル分野等への就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練制度の積極的な周知・広報により、制度の活用を推進し適切な受講勧奨により受講につながるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により再就職の実現を図ります。

また、労働者個々人の学び・学び直しの支援を促進するため、教育訓練給付について、さまざまな機会を捉えて積極的な周知を実施します。

さらに、労働者の主体的なキャリア形成とリ・スキリングを支援するため、各ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行います。

3 人材開発支援助成金による人材育成の推進

企業内での人材育成を支援するため、人材開発支援助成金について、積極的な活用勧奨に取り組むとともに、迅速かつ適正な支給決定を行います。



第3 人手不足対策

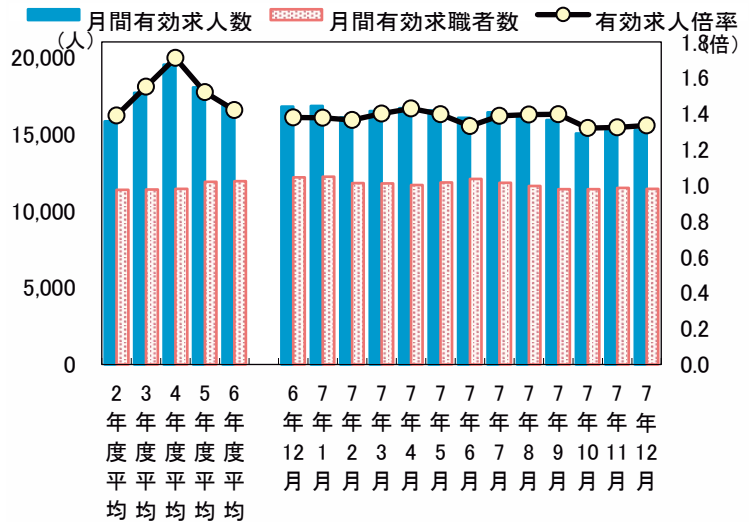
生産年齢人口が減少する中、有効求人倍率は1倍を超え、多くの職種において人材確保が困難な状況が継続し、特に中小企業においては人手不足感が深刻化していることから、人材確保の支援の取組を進めていきます。

1 ハローワークにおけるマッチング機能の強化

人口減少も相まって企業の人材不足感が継続する中で、ハローワークが地域で信頼される「雇用の総合サービスセンター」としての役割を最大限に発揮することが重要です。

求人者に対しては、人材確保の期待に応えるために、事業所訪問による情報収集、求人内容の充実のための助言・提案等の求人充足支援を一層充実させます。

求職者に対しては、それぞれの希望や抱える課題を的確に把握し、付加価値の高い職業相談・職業紹介を行うことで、満足度の高い就職支援を行います。



2 人手不足分野への支援強化

医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野など雇用吸収力の高い分野の人材確保を支援するため、ハローワーク松江に設置している「人材確保対策コーナー（医療・福祉・建設・警備・運輸）」を中心に各ハローワークにおいて、地方自治体や関係団体等と連携した潜在求職者の掘り起こし、求人の充足に向けた条件の見直し等の助言によるマッチング支援、新規参入者向けセミナー・説明会、面接会等を実施していきます。

また、特に公的価格で運営される医療・介護・保育分野については、各ハローワークにおいて、事業所へのアウトリーチ支援や関係団体との連携により、更なる求人充足支援に取り組めます。

更に、人材の確保のためには、事業主による雇用管理改善等の取組を通じて「魅力ある職場」を創出するとともに、現在就業している従業員の職場定着を促進する必要があることから、これらの取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や専門家のコンサルティング等により支援します。

3 労働局と地方公共団体による「雇用対策協定」の締結

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国（労働局・ハローワーク）と、地域の実情に応じた施策を総合的に行う地方公共団体が、それぞれの役割を果たすとともに、一層連携して雇用対策に取り組むことが求められています。

「雇用対策協定」を締結することによって、国と地方公共団体が地域雇用の課題に対する共通認識を持ち、役割分担や連携方法を明確化するとともに、連携策のパッケージ化による効率的・効果的かつ一体的な雇用対策の実施や発信力の強化を図ることが可能となっています。

島根労働局と雇用対策協定を締結している地方公共団体は、現在、県及び7市2町であり、引き続き雇用対策協定に基づく事業計画を一体的に実施します。

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 女性活躍推進に向けた取組促進等

(1) 女性活躍推進に向けた取組及び女性の健康上の特性に係る取組の推進等

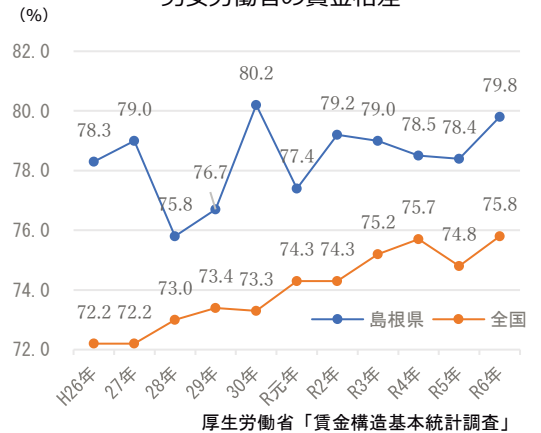
男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格等における男女差の結果として現われることから、これらの差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図ります。

また、令和7年6月に改正女性活躍推進法が成立し、同法の有効期限が令和18年3月31日まで延長されるとともに、常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主に男女の賃金の差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上の情報公表、301人以上の事業主に男女の賃金の差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上の情報公表が義務付けられたことから、改正法の内容が労使に十分に理解されるよう周知に取組み、あわせて「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨等により同法の履行確保を図ります。

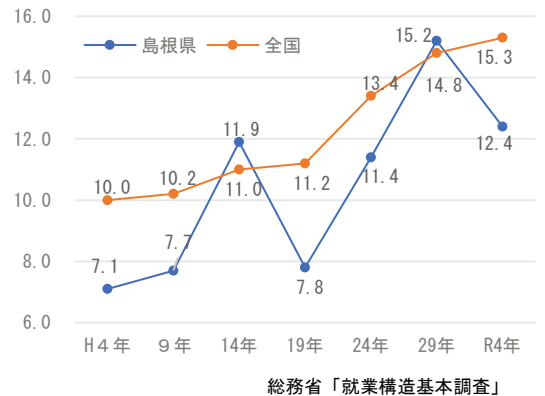
加えて、女性が健康で能力を発揮できる職場環境整備を進めるため、改正された指針に基づく一般事業主行動計画の策定支援を行うと共に、女性の健康支援に関する基準を追加した新しい「えるぼしプラス」認定制度の周知と取得勧奨、両立支援等助成金の活用を通じて女性の健康課題への取り組みを推進します。

また、引き続き、「えるぼし」等の認定取得促進を図ります。

男女労働者の賃金格差



管理職の女性比率



島根労働局認定企業数（令和8年1月末現在）

えるぼし 20社（全国 4,173社）

プラチナえるぼし 1社（全国 104社）

島根県内のえるぼし認定企業



「えるぼし」マーク

「プラチナえるぼし」マーク



「えるぼしプラス」マーク

「プラチナえるぼしプラス」マーク



えるぼしマークとは、女性の活躍が優良な企業として女性活躍推進法に基づき認定を受けた企業が表示できるマークです。えるぼしマークは認定段階により1つ星、2つ星、3つ星があり、達成した評価項目数で★の数が異なります。プラチナえるぼしマークは、えるぼし認定企業のうち、特に優良である企業が表示できるマークです。認定を受けた企業は、商品や広告等に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRでき、優秀な人材確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。また、えるぼし・プラチナえるぼし認定を受けた企業が職場における女性の健康支援に取り組み、一定の認定基準を満たした場合、それぞれ「プラス」認定を取得できます。

2 総合的なハラスメントの防止対策の推進

(1) 職場におけるハラスメント防止対策の履行確保と周知啓発の実施

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメント、育児休業等ハラスメントといった職場におけるハラスメント防止対策を講じていない事業主に対して、法に沿った対策を講じるよう是正指導等を実施します。

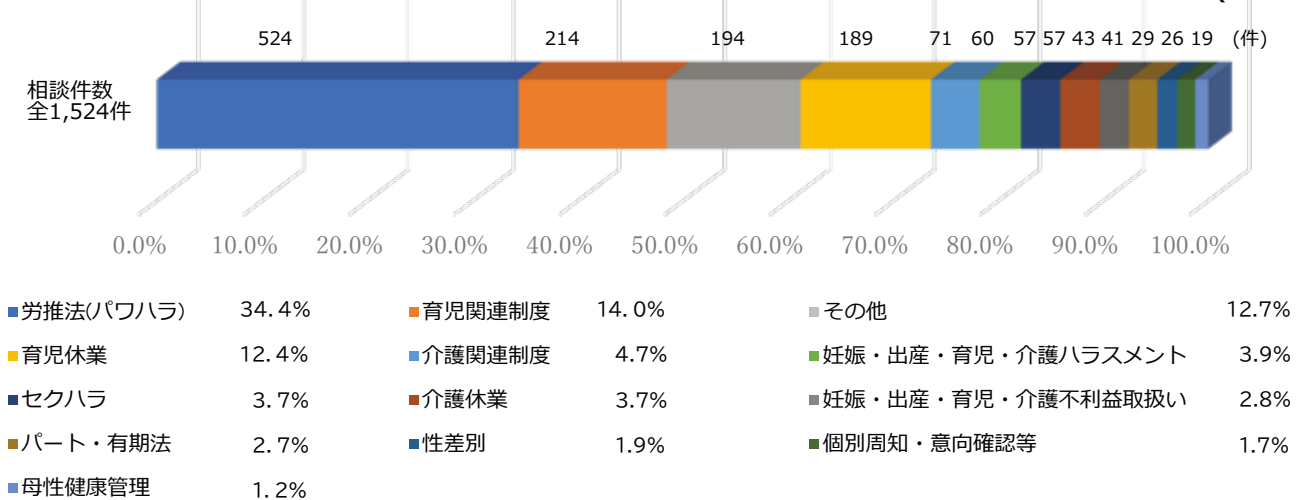
また、適切なハラスメント防止対策が講じられるよう、厚生労働省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進等を図るとともに、職場におけるハラスメント撲滅に向け、例年12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に事業主等への周知啓発を実施します。

(2) カスタマーハラスメント及び求職者等に対するハラスメント防止対策の推進

令和8年10月1日から事業主に義務けられるカスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置について、労使に十分理解されるよう改正労働施策総合推進法及び指針等を周知すると共に、法に沿った防止対策について事業主に対し「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進等を図り、企業の取組を促します。



令和6年度 男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に係る相談実績(島根労働局)



※ハラスメントの相談 641 件(42.1%)

3 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

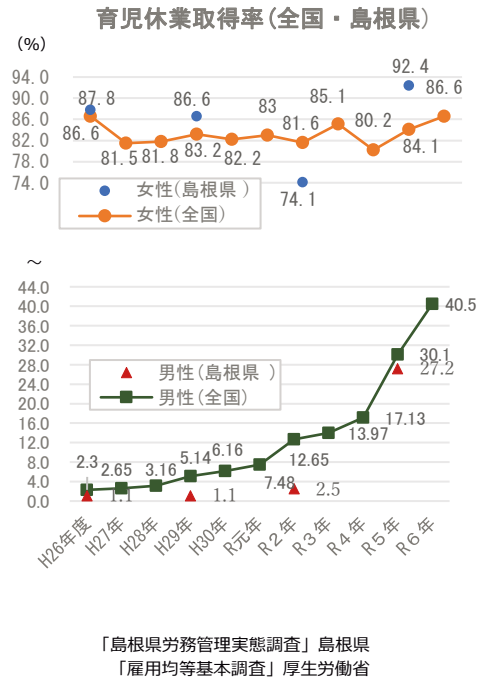
令和7年4月と10月から段階的に施行されている改正育児・介護休業法において定められた育児期の柔軟な働き方を実現するための措置義務や男性の育児休業等取得状況の公表企業の拡大等、介護離職防止に向けた両立支援制度の周知の強化等について、関係団体等と連携して周知に取り組みます。

一方、育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する是正指導等を実施します。

また、仕事と育児や介護を両立しやすい職場環境の整備に向け取組を行う事業主に対し両立支援等助成金や厚生労働省HPに掲載の支援ツールの活用を促し、雇用環境の整備の普及促進を図ります。

令和17年3月31日まで有効期限が延長となった次世代育成支援対策推進法については、育児休業の取得状況及び労働時間の状況把握・数値目標の設定が事業主の義務となったため、関係団体等と連携して周知に取り組みむとともに、各企業の実態に即した一般事業主計画の策定を支援するとともに義務企業の届出等の徹底を図ります。

さらに、「くるみん」「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



「くるみん」マーク



島根労働局認定企業数(令和8年1月末現在)

くるみん(トライ含む)	22社(全国5,659社)
プラチナくるみん	3社(全国852社)
プラチナくるみんプラス認定	1社(全国103社)

島根県内のくるみん認定企業



くるみんマークとは、子育てサポート企業として次世代育成支援対策推進法に基づき認定を受けた企業が表示できるマークです。男性の育児休業取得率等、達成認定基準の高さによりトライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの3種類があります。認定を受けた企業は、マークを商品や広告等に付すことができ、優秀な人材確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

また、くるみん等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合、3種類のくるみにそれぞれ「プラス」認定を取得できます。

(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

多様な正社員(短時間正社員、勤務地限定正社員等)制度、テレワーク、勤務間インターバル制度、選択的週休3日制などの柔軟な働き方が進むように、事例の提供や「働き方改革推進支援助成金」「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」を活用し、制度の普及促進を図ります。

4 フリーランス等の就業環境の整備

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」についてあらゆる機会を捉えて周知啓発を実施します。

また、フリーランスから法違反に関する申出があった場合には申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査・是正指導等を行い、同法の履行確保を図るとともに、フリーランスから発注者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番を紹介する」など対応します。

※ 令和4年就業構造基本調査（総務省）によると、本業がフリーランスの者について、産業大分類別みると「建設業」が約50万人で最も多く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」が約37万人、「サービス業（他に分類されないもの）」が約18万人となっています。また、島根県内のフリーランスの数は約1万人（うち本業がフリーランスの数は約8千人。）となっています。



契約・支払い、業務内容など、働くことに関するトラブルが相談対象です。

0120-532-110
通話無料／受付時間 9:30~16:30（土日祝日を除く）
help@freelance110.jp
対面やWeb（ビデオ通話）でのご相談も受け付けています

フリーランス・トラブル110番

(2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大

令和6年11月から、幅広い業種のフリーランスが新たに労働保険の特別加入の対象となったことを踏まえ、特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとしている団体や、労災保険の特別加入を希望するフリーランスに対して、説明等適切な対応を行います。

5 安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導、中小企業・小規模事業者等に対する支援、時間外労働の上限規制適用開始事業・業種への労働時間短縮に向けた支援

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導を徹底するほか、11月の過労死等防止啓発月間における取組内容の周知・啓発等を関係機関・団体と連携して集中的に行います。

全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、引き続き、長時間労働の是正に向けた自主的な取組の促進や、適切な労務管理の導入に向けた支援を行います。

令和6年度から時間外労働の上限規制の適用が始まった建設業、自動車運転業務、医師については、上限規制等の履行確保を図りつつも、取引慣行等、個々の事業場のみでは長時間労働の抑制が困難な課題が見られることから、事業者、労働者、国民等に対する上限規制や改善基準告示等の周知・広報等を強力に推進し、丁寧な相談・支援を行います。



(2) 労働条件の確保・改善対策

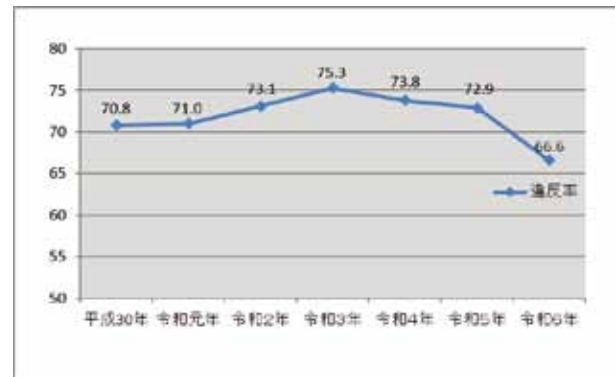
監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、基本的労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、重大・悪質な事案に対しては、送検も含め厳正に対処します。

特に、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において、賃金不払残業が認められた場合には是正を指導します。

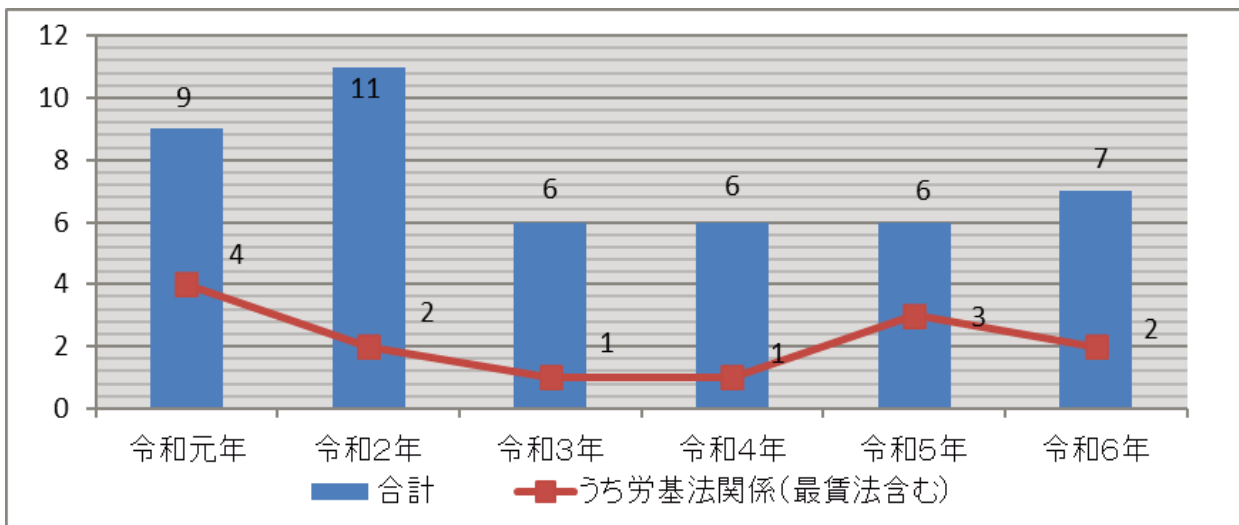
定期監督実施状況の推移（単位：事業所数）



違反率の推移（単位：％）



送検状況の推移（単位：件数）

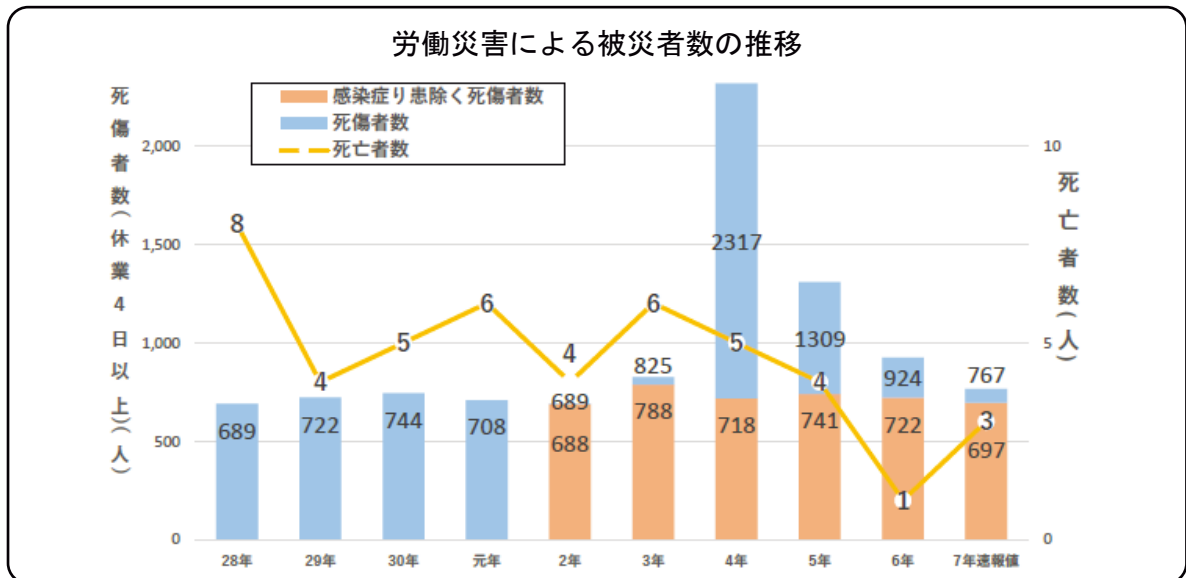


(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

島根県内では、2025年に労働災害により3人の尊い命が失われ、休業4日以上の労働災害は697人(新型コロナウイルス感染症り患によるものを含めると767人:2026年2月速報値)の方が被災されています。

令和8年度は島根労働局第14次労働災害防止計画の4年目となりますが、現状のままでは労働災害の減少目標の達成が困難であると考えられ、令和7年5月に改正された労働安全衛生法の周知を含め、目標達成に向け必要な取組みを推進します。

加えて、令和7年6月に改正された労働施策総合推進法で、「職場における治療と就業の両立を促進するための措置」が事業主に努力義務とされたところであり、取組の更なる促進を図ります。



ア 改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

令和7年5月に改正された労働安全衛生法及び作業環境測定法（以下「安衛法等改正法」という。）が、令和8年4月1日を中心に段階的に施行されます。個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、高齢者の労働災害防止の推進等の安衛法等改正法の円滑な施行に向けた周知と履行の確保に取り組めます。また、改正労働施策総合推進法により事業主の努力義務となった治療と就業の両立支援の推進のため、指針の内容についての周知啓発や、事業主等に対する指導・援助等に取り組めます。

イ 第14次労働災害防止計画に基づく取組の推進

(ア) 高年齢労働者の労働災害防止対策及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

改正労働安全衛生法により、令和8年4月1日から高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業の管理等の措置が事業者の努力義務とされたところであり、措置の適切な実施のため「高年齢者の労働災害防止のための指針（令和8年2月10日公示）」の周知・指導を行い、加えてエイジフレンドリー補助金の活用を図ります。

また、増加傾向にある転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害の防止のため、小売業や介護施設を中心に周知・指導を徹底します。

(イ) 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の就労環境を踏まえ、厚生労働省で公開している外国人労働者向けの安全衛生教育教材等の活用の周知を図り、必要な労働災害防止対策の指導を行います。

(ウ) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

個人事業者等の安全衛生対策の推進のため、改正労働安全衛生法により、令和8年4月からは建設業、造船業、製造業の元方事業者が行う統括管理の対象等に個人事業者等を含む作業従事者が追加されるとともに、注文者や機械等貸与者等が講ずべき措置の対象に個人事業者等を含めることとなったところであり、これら措置の履行確保に取り組めます。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく機械製造時及び使用時のリスクアセスメントの確実な実施を促進します。

陸上貨物運送事業については、荷役作業での労働災害を防止するため、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図ります。

建設業については、墜落・転落災害防止のため、関係法令やガイドラインについて周知、指導を行います。

林業については、「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」の周知・指導を行うことにより、同ガイドラインに基づく作業等の徹底を図ります。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

① メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

メンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導を行います。また、改正労働安全衛生法に基づく50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施の義務化を見据え、「小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル」について、管内の小規模事業場への周知を行います。

② 産業保健活動の推進等

島根産業保健総合支援センターが行う各種研修会、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援対策の個別訪問支援、地域産業保健センターが行う小規模事業場への各種支援について利用勧奨を行います。

③ 治療と就業の両立支援の推進

改正労働施策総合推進法に基づき、事業主の努力義務となった治療と就業の両立支援の取組の促進のため、「治療と就業の両立支援指針」等の周知・啓発を行うとともに、「島根地域両立支援推進チーム」における取組を計画的に推進し、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策

① 化学物質による健康障害防止対策の推進

安衛法等改正法により、令和8年10月から、個人ばく露測定を作業環境測定として位置付け、必要な講習を修了した作業環境測定士などによる実施を義務付けることとされたことから、これらの周知徹底に取組みます。

また、化学物質の自律的管理について、引き続き、事業者によるリスクアセスメントの実施の履行確保に取組みます。

② 石綿による健康障害防止対策の推進

令和8年1月からは、監督署への事前調査結果の報告に際し、事前調査を実施した者が修了した講習の区分の報告を求めており、その徹底を図ります。

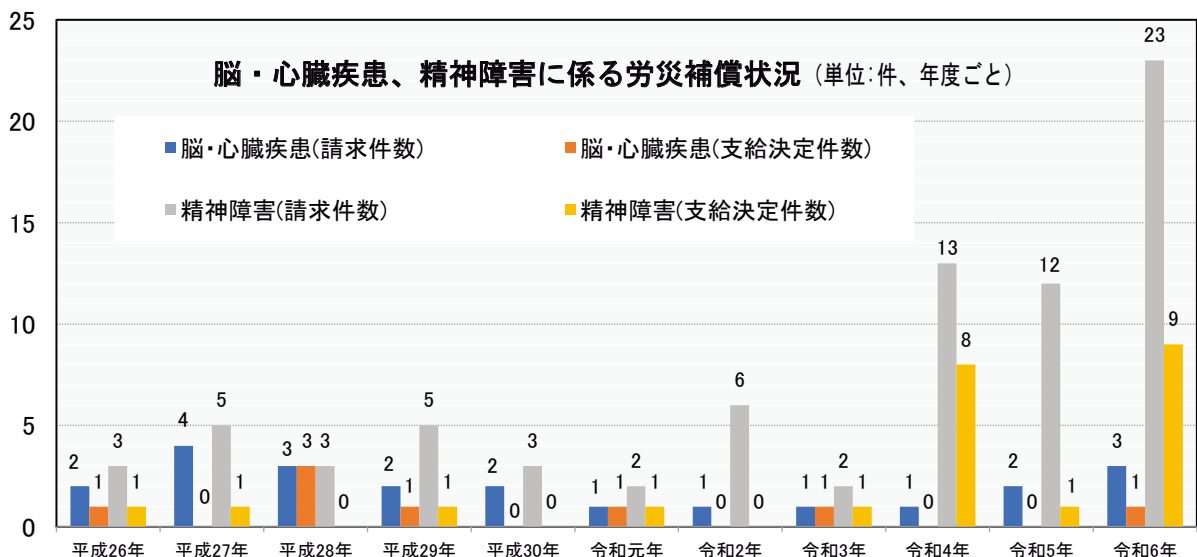
③ 熱中症予防対策の推進

令和7年6月に施行された改正労働安全衛生規則により、熱中症の重篤化を防止するための措について、引き続き、改正内容の周知及び履行確保を図ります。また、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（仮称）の周知を行います。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険制度の適正な運営を行うため、労災請求勧奨をはじめとした関係制度の周知を徹底します。

特に社会的関心が高い過労死等事案等、複雑困難事案については、認定基準等に基づき、労働局・監督署が一層連携し、被災労働者の保護を図るため、迅速かつ適正な事務処理を推進します。



6 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の活躍促進

ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢者の処遇改善を行う企業への支援

65歳までの雇用確保（義務）に加え、70歳までの就業機会を確保するため、事業主と接触するあらゆる機会を捉えて、65歳を超える定年引上げ等の意識啓発、機運醸成を図るとともに、企業が高齢者の処遇や定年制の見直し等を進める際の参考となるよう（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「高障求機構」といいます。）島根支部との共催による「高齢者ワークショップ」や「高齢者の活躍に取り組む企業の事例」の展開を図り、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなく活躍できるよう、高齢者雇用施策の更なる周知・啓発に取り組めます。

また、高障求機構と連携し、高障求機構において実施される65歳超雇用推進助成金や70歳雇用推進プランナー等の支援についての周知・広報に取り組み、支援が必要と判断される企業を把握した際は、高障求機構島根支部へ支援要請します。

イ ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

「生涯現役支援窓口」が設置されているハローワークにおいては、概ね60歳以上（特に65歳以上）の再就職支援に重点的に取り組むため、高齢求職者の就労経験やスキル、多様な就労ニーズ等を踏まえ、丁寧で寄り添ったキャリアコンサルティング支援や高齢者向けの求人開拓、雇用情報提供、マッチング強化など、総合的な支援を実施します。

(2) 障害者の就労支援

ア ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

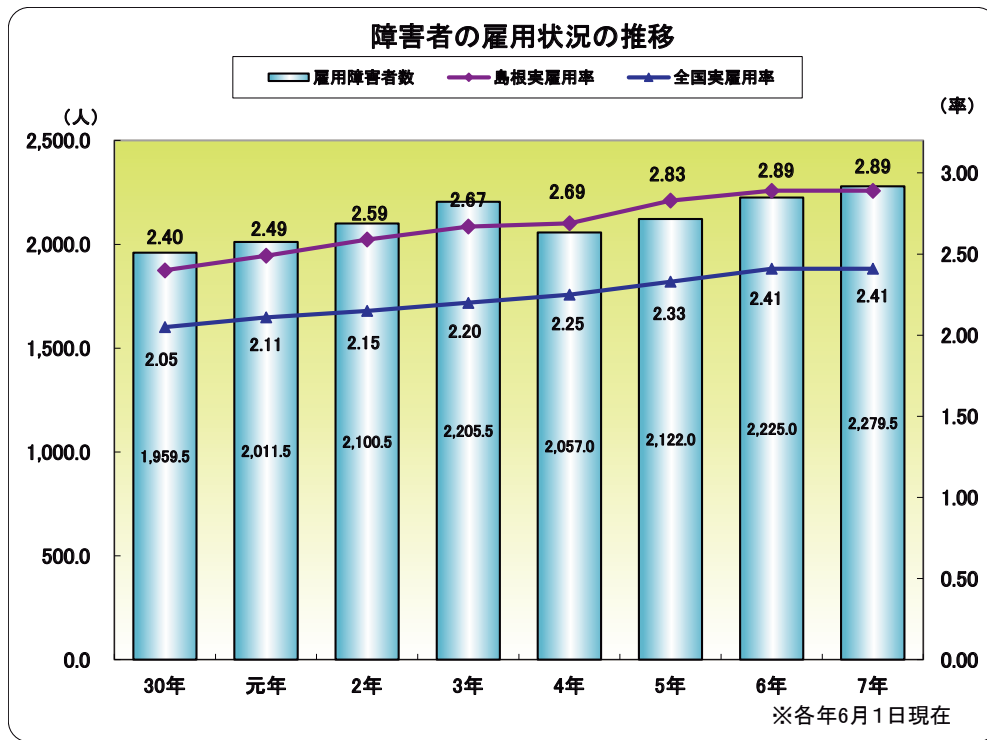
障害者の法定雇用率については、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられたことに続き、令和8年7月には法定雇用率の2.7%への更なる引き上げが行われるところから、このため、県内企業において雇用率未達成企業が一定数増加する可能性があることから、企業への周知・啓発を強化するとともに、障害者の計画的な雇入れを促進します。

特に雇用義務があるにも関わらず障害者を1人も雇用していない企業をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施します。

イ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

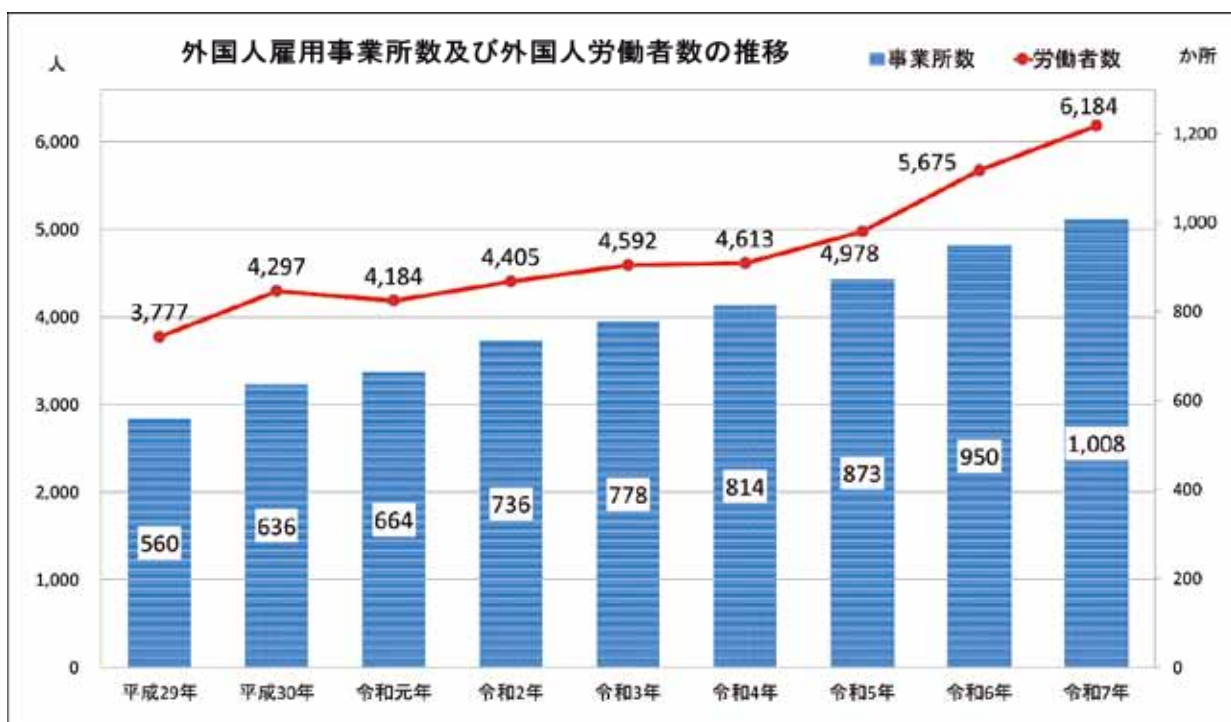
精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど、多様な障害特性に対応した就労支援を実施します。

特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対して、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、難病患者である求職者に関してはハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援を行います。



(3) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、ハローワークの事業所訪問指導や外国人雇用管理アドバイザー（社会保険労務士）の企業への派遣のほか、事業主向けの雇用管理セミナーの開催等により適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施します。また、外国人雇用状況届出制度の適正な対応を行うとともに、各種法令違反が疑われる事案を把握した場合には、速やかに関係機関への情報提供を行います。



第5 労働保険制度の適正な運営

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、労働行政における各種施策を推進する財政基盤となる重要なものであり、労働保険制度の健全で安定的な運営、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉の向上等の観点から、次のとおり適正な運営に取り組みます。

1 未手続事業一掃対策の推進

労働局、監督署及びハローワーク、労働保険未手続事業一掃業務の受託者及び他の関係機関と連携し、未手続事業の積極的かつ的確な把握及び手続指導を行います。

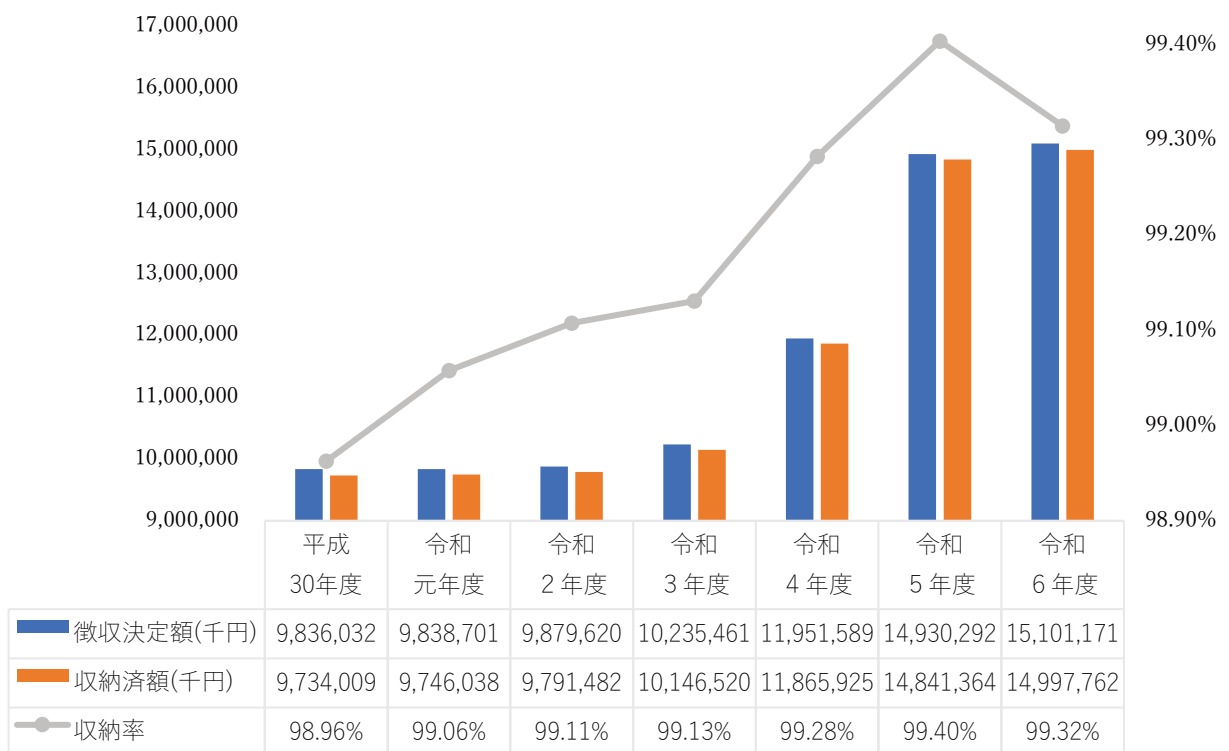
また、手続指導を複数回行っても自主的に成立手続を行わない事業については、職権成立手続を積極的に実施します。

2 収納未済歳入額の縮減

労働保険制度の安定的な運営を確保するためには、労働保険料の収納率を高い水準で維持し、収納未済歳入額の縮減が必須であることから、滞納整理（差押えの強化を含む）、納付督促等の徴収業務に積極的に取り組みます。

また、口座振替納付制度について、一層の利用促進を図ります。

労働保険料徴収決定・収納状況



3 電子申請の利用促進

行政手続コストの削減及び利便性の向上、デジタル化の推進のため、労働保険関係手続きにおける電子申請の周知と利用促進を図ります。

V 令和8年度年間計画

月	月間・キャンペーン等	会議等	その他
4	・「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン（4月～7月） ・滞納整理強化月間（4月）		
5	・電子申請利用促進月間	・しまね働き方改革推進会議 ・島根労働災害防止団体連絡協議会 ・島根新卒者等人材確保推進本部会議 ・島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	
6	・外国人雇用啓発月間 ・労働保険年度更新（6月～7月）	・建設工事関係者連絡会議 ・地域連携推進連絡会議 ・島根地方最低賃金審議会公益委員会議 ・トラック輸送における取引環境・労働時間改善島根県地方協議会 ・島根県建設業関係労働時間削減推進協議会	・合同労働相談会 ・最低賃金に関する基礎調査
7	・全国安全週間	・島根地方最低賃金審議会（7月～3月） ・中高年世代活躍応援プロジェクト島根県協議会 ・公正採用選考人権啓発協力員会議 ・島根県林業雇用改善等推進会議 ・しまね小売+Safe 協議会	・賃金構造基本統計調査 （7月～8月）
8		・島根県最低賃金専門部会 ・島根労働災害防止団体連絡協議会	
9	・職場の健康診断実施強化月間	・特定最低賃金専門部会（9月～10月） ・地域両立支援推進チーム連絡会議 ・公正採用選考対策協議会 ・島根県農林漁業就業等対策・連絡協議会	・障がい者雇用促進フォーラム
10	・全国労働衛生週間 ・年次有給休暇取得促進期間	・しまね介護+Safe 協議会	・合同労働相談会 ・地域ワークショッブ
11	・過労死等防止啓発月間 ・過重労働解消キャンペーン （過重労働解消キャンペーンに伴う ■ベストプラクティス企業との意見交換 ■過労死等防止対策推進シンポジウム ■過重労働解消のためのセミナー ■重点監督指導 ・「しわ寄せ」防止キャンペーン月間 ・島根産業安全衛生大会 ・労働保険未手続事業一掃強化期間 ・人材開発促進月間	・個別労働紛争解決制度に係る労働団体との情報交換会 ・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 ・労働者派遣事業適正運営協力員会議 ・島根県地域職業能力開発促進協議会	・家内労働実態調査 （電気機械器具製造業最低 工賃）
12	・ハラスメント撲滅月間 ・滞納整理強化月間（12月）	・島根地方労働審議会	
1		・安全衛生労使専門家会議	
2	・滞納整理強化月間（2月～3月） ・化学物質管理強調月間	・島根県政労使会議 ・雇用対策協定運営協議会（各締結自治体） ・高等学校等就職問題検討会議 ・地域連携推進連絡会議 ・島根労働災害防止団体連絡協議会	・合同労働相談会
3		・島根地方労働審議会 ・中高年世代活躍応援プロジェクト島根県協議会 ・島根県地域職業能力開発促進協議会	・労働者派遣事業主向けセミナー

島根労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧

島根労働局		電話番号	所在地
総務部	総務課	0852(20)7001	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階
	労働保険徴収室	0852(20)7010	
雇用環境・均等室	企画担当	0852(20)7007	
	指導担当	0852(31)1161	
労働基準部	監督課	0852(31)1156	
	健康安全課	0852(31)1157	
	賃金室	0852(31)1158	
	労災補償課	0852(31)1159	
	分室（合同庁舎 4 階）	0852(60)0855	
職業安定部	職業安定課	0852(20)7016	
	職業対策課	0852(20)7020	
	訓練課	0852(20)7028	

労働基準監督署	電話番号	所在地	管轄区域
松江労働基準監督署	0852(31)1165	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階	松江市、安来市、雲南市（うち大東町、加茂町、木次町）、仁多郡、隠岐郡
隠岐の島駐在事務所	08512(2)0195	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎 1 階	
出雲労働基準監督署	0853(21)1240	〒693-0028 出雲市塩冶善行町 13-3 出雲地方合同庁舎 4 階	出雲市、大田市、雲南市（うち三刀屋町、吉田町、掛合町）、飯石郡
浜田労働基準監督署	0855(22)1840	〒697-0026 浜田市田町 116-9	浜田市、江津市、邑智郡
益田労働基準監督署	0856(22)2351	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎 3 階	益田市、鹿足郡

公共職業安定所 (ハローワーク)	電話番号	所在地	管轄区域
松江公共職業安定所	0852(22)8609	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階	松江市
隠岐の島出張所	08512(2)0161	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎 1 階	隠岐郡（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）
安来出張所	0854(22)2545	〒692-0011 安来市安来町 903-1	安来市
駅前しごとプラザ松江	0852(28)8700	〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3 階	
松江新卒応援ハローワーク	0852(28)8609		
マザーズコーナー	0852(20)2949		
松江市福祉就労支援コーナー ハローワークプラス	0852(20)7557	〒690-8540 松江市末次町 86 番地 松江市役所 1 階	
浜田公共職業安定所	0855(22)8609	〒697-0027 浜田市殿町 21-6	浜田市、江津市（桜江町を除く）
川本出張所	0855(72)0385	〒696-0001 邑智郡川本町川本 301-2 川本地方合同庁舎 1 階	江津市のうち桜江町、邑智郡（川本町、美郷町、邑南町）
ワークステーション江津	0855(54)0952	〒690-0011 江津市江津町 1518-1 江津ひと・まちプラザ（パレットごうつ） 2 階	
出雲公共職業安定所	0853(21)8609	〒693-0023 出雲市塩冶有原町 1-59	出雲市
マザーズコーナー	0853(24)8044	〒693-0001 出雲市今市町 2065 パルメイト出雲 2 階	
益田公共職業安定所	0856(22)8609	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎 1 階	益田市、鹿足郡（津和野町、吉賀町）
雲南公共職業安定所	0854(42)0751	〒699-1311 雲南市木次町里方 514-2	雲南市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
石見大田公共職業安定所	0854(82)8609	〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1	大田市

総合労働相談コーナー	電話番号
島根労働局総合労働相談コーナー（島根労働局内）	0852(20)7009
松江総合労働相談コーナー（松江労働基準監督署内）	0852(40)2939
出雲総合労働相談コーナー（出雲労働基準監督署内）	0853(21)1240
浜田総合労働相談コーナー（浜田労働基準監督署内）	0855(22)1840
益田総合労働相談コーナー（益田労働基準監督署内）	0856(22)2351



島根労働局

労働基準監督署・公共職業安定所



島根労働局
公式キャラクター
しじろー



令和8年4月